

令和3年度11月定例教育委員会議事録

令和3年11月22日(月曜日)

奄美市教育委員会

令和3年度 11月定例教育委員会

開会の日時：令和3年11月22日(月曜日) 午前10時00分～10時30分

会議の場所：本庁舎6階中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	村 田 達 治	教 育 部 長	徳 永 恵 三
		教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇
教育長職務代理	恵 上 イサ子	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承
		生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利
委 員	元 井 孝 信	文 化 財 課 長	伊 集 院 正
		ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	丸 田 宗 八 郎
		企 画 総 務 係 長	久 保 田 貴 美 人

会議の順序

1 開 会

2 議 事

- (1) 「10月定例教育委員会議事録の承認」について
- (2) 委員、教育長等の業務報告について
- (3) 報告第12号 奄美市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
報告第13号 奄美市市民交流センター条例施行規則の制定について
報告第14号 奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則の廃止について

3 その他

議事・報告内容（令和3年度11月定例教育委員会）

議案番号	件名	提案理由	審議の状況	採決の次第
報告第12号	奄美市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について	奄美市公民館条例施行規則の一部を改正したので報告し承認を求める	特記事項特になし	承認

議案番号	件名	提案理由	審議の状況	採決の次第
報告第13号	奄美市市民交流センター条例施行規則のについて	奄美市市民交流センター条例施行規則について制定したので報告し承認を求める	特記事項特になし	承認

議案番号	件名	提案理由	審議の状況	採決の次第
報告第14号	奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則の廃止について	奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止したので報告し承認を求める	特記事項特になし	承認

令和3年度11月定例教育委員会議事録概要

	(開会午前10時00分)
教育長	それでは、11月の定例教育委員会を始めさせていただきます。 本日の議事録の署名委員を、西委員と恵上委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 始めに、「10月定例教育委員会議事録の承認」について事務局から説明をお願いします。
教育総務課係長	「10月定例教育委員会議事録」について事務局から説明
教育長	ただ今、10月定例教育委員会議事録について説明がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。 (委員「なし」の声)
教育長	ないようですので「10月定例教育委員会議事録」について承認いたします。次に、教育長及び教育部長の業務報告をお願いします。
教育部長	～業務報告～
教育長	教育長、教育部長の業務報告がございましたが、これにつきまして、御意見等ございませんか。 (委員「なし」の声)
教育長	ないようですので、教育長及び教育部長の業務報告について承認するものといたします。 次に、各委員からの業務報告をお願いします。

各委員	<p>～各委員報告～</p>
教育長	<p>それでは、委員の報告は終わります。 これから議案の審議に移ります。</p> <p>報告第 12 号「奄美市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」及び報告第 13 号「奄美市市民交流センター条例施行規則について」、一括して議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>～生涯学習課長が、報告第 12 号及び報告第 13 号説明～</p>
教育長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。</p> <p>(委員「なし」の声)</p>
教育長	<p>それでは、異議なしと認め、報告第 12 号「奄美市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」及び報告第 13 号「奄美市市民交流センター条例施行規則について」は、承認するものとします。</p>
教育長	<p>次に、報告第 14 号「奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則の廃止について」議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>～学校教育課長が、報告第 14 号説明～</p>
教育長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。</p> <p>(委員「なし」の声)</p>
教育長	<p>それでは、異議なしと認め、報告第 14 号「奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則の廃止について」は、承認するものとします。</p>

<p>各課報告</p>	<p>これで議事を終了し、その他に移ります。</p> <p>各課から業務推進状況等について報告をお願いします。</p> <p>教育総務課長，学校教育課長，生涯学習課長，スポーツ推進課長 文化財課長，学校給食センター所長，住用地域教育課長，笠利地 域教育課長</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは，これまでの各課業務推進状況等の報告について御質問 等ございませんか。</p>
<p>元井委員</p>	<p>花いっぱい運動の結果はわかりますか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>結果についての会議を本日開催します。その中で審査員の皆様に 決定していただきます。</p>
<p>惠上委員</p>	<p>生涯学習課にお尋ねですが，公民館講座は使用料が要るのです か。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>市が実施している生涯学習講座につきましてははいりませんが，個 人で講座をもって生徒を集める場合は料金が発生いたします。</p>
<p>惠上委員</p>	<p>市が4月に案内して募集する講座は，使用料は要らないというこ とですね。その生涯学習講座の講師から，市民交流センターがとて も使用料が高くて利用できないとお聞きした。それからもう1点， 洋裁教室の教室生が20数名いるにもかかわらず，ミシンが1台し かなく困っている。市が保有しているミシンが，しーまブログさん 管理の紬センターに6～7台あると聞いたので，平田商観情報部長 に問い合わせてみましたが，1時間あたり100円で貸し出している との事でした。</p> <p>市が主催する公民館講座であれば設備も整えて生徒を募集する のが普通ではないでしょうか。1台で20数名の指導はできないと</p>

<p>生涯学習課長</p>	<p>思います。</p> <p>生涯学習講座に関しては、生徒が払うのは受講料（原材料含む。）で使用料を払うことはありません。ただし、自主講座には、家や民間の施設を借りて実施している講座や公の施設を使用する講座もあり、公平性から自主講座については料金が発生しております。</p> <p>しかし、団体によっては減免措置の対象となることでもあるのでお問い合わせください。</p> <p>ミシンに関しては、私が紬観光課で在籍していた時に購入したもので、おそらく使用料に関し、条例で定めていないと思いますが関係課と協議してみます。</p>
<p>惠上委員</p>	<p>せっかく6台もあるのに利用されていないため、余っているのであれば、貸出してもよいのではないかと思います。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>その点については、行き届いていなかったもので、確認し報告させていただきます。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>（委員「なし」の声）</p> <p>ないようですので、最後に教育総務課長から来月の定例教育委員会の日程について提案をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>12月定例教育委員会を、12月20日、月曜日、午前10時から本庁舎6階中会議室で開催したいと考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>委員の皆様、よろしいでしょうか。以上で、11月定例教育委員会を終わります。</p> <p style="text-align: right;">（閉会：午前10時30分）</p>